

京都市上下水道局管理規程第1号

京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程を次のように制定する。

平成20年4月22日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市上下水道局の職員（以下「職員」という。）が、通勤の用に供するための自転車、原動機付自転車、自動二輪車及び自動車（自動二輪車以外の自動車）（以下「交通用具」という。）を京都市上下水道局の所管する土地（以下「土地」という。）に駐車する場合における許可等に関する事項を定めるものとする。

(駐車の許可)

第2条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に対し、土地に交通用具を駐車することを許可することができる。

- (1) 当該職員の交通用具が自転車、原動機付自転車又は自動二輪車のとき。ただし、別表第1に掲げる事業所等に勤務する職員については、当該職員の交通用具が自動車のときであっても、これを許可することができる。
- (2) 管理者が特別な事情があると認めるとき。

(駐車の許可の有効期間)

第3条 前条の規定による管理者の許可の有効期間は、日をもって定めることとし、管理者が許可した日の属する事業年度内とする。

(私用目的での駐車の禁止)

第4条 職員が第2条の規定により管理者から許可を受けた場合において、当該交通

用具を土地に駐車させることができる時間帯は、当該職員が京都市上下水道局の職務に従事する時間帯に限るものとする。

(駐車の申請)

第5条 交通用具を土地に駐車しようとする職員は、第1号様式による交通用具駐車許可申請書により管理者に申請しなければならない。

2 臨時的に交通用具を土地に駐車しようとする職員は、第2号様式による交通用具臨時駐車許可申請書により管理者に申請しなければならない。

3 第3条の規定による有効期間（以下「有効期間」という。）の満了の日後も引き続き交通用具を土地に駐車しようとする職員は、有効期間の満了の日の15日前の日までに第3号様式による交通用具駐車更新許可申請書により管理者に申請しなければならない。

(変更の申請)

第6条 第2条の規定により管理者から許可を受けた職員（以下「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに第4号様式による交通用具駐車変更許可申請書により管理者に申請しなければならない。

- (1) 土地に駐車する交通用具を変更するとき。
- (2) 土地に駐車する交通用具の車両番号を変更するとき。

(使用料)

第7条 使用者は、管理者が指定する期日までに、当該交通用具を駐車するための土地の使用料（以下「使用料」という。）を納入しなければならない。

2 使用料は、月額又は日額とし、その額は別表第2のとおりとする。

なお、管理者は社会経済情勢等の変化を踏まえ、使用料を改定することができるものとする。

(使用料の納入)

第8条 使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、管理者が別に定める納入期日まで
に納入しなければならない。

(1) 有効期間の満了の日を事業年度の末日と定めたものは、4月から6月まで、7
月から9月まで、10月から12月まで及び1月から3月までの各区分による期
間ごとに納入するものとする。

(2) 前号に掲げる以外のものは、その期間の全額を納入するものとする。

(保証人)

第9条 使用者は、この規程により交通用具を土地に駐車するに当たって、保証人を
立てることを要しない。

(使用者の届出義務)

第10条 使用者は、交通用具を駐車するための土地の使用を取りやめるときは、直
ちに第5号様式による交通用具駐車中止届により管理者に届け出なければならない
い。

(駐車の許可の取消し)

第11条 管理者は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車の許可
を取り消すことができる。

(1) 使用料の納入を怠ったとき。

(2) この規程又は管理者が別に定める事項に違反したとき。

2 前項により駐車の許可を取り消された職員は、特別な事情がない限り、再度の交
通用具の駐車の申請をすることができない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理
者が定めるものとする。

別表第1 (第2条関係)

- (1) 洛西配水場
- (2) 新山科浄水場
- (3) 鳥羽水環境保全センター
- (4) みなみ管路管理センター西部支所
- (5) ポンプ施設事務所
- (6) 下水道建設事務所
- (7) 吉祥院水環境保全センター
- (8) 伏見水環境保全センター
- (9) 水質管理センター水質第2課

別表第2 (第7条関係)

区 分	月額使用料 (円)	日額使用料 (円)
自動車 (自動二輪車を除く。)	3,000	150
自動二輪車	1,000	50
原動機付自転車	800	40
自転車	無 償	無 償

備考 原動機付自転車とは排気量50cc以下のものをいい、自動二輪車とは排気量50ccを超えるものをいう。

第1号様式 (第5条関係)

交通用具駐車許可申請書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名 電話 - - 印

京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第5条第1項の規定により通勤のための交通用具の駐車の手続きを申請します。	
所 属 名	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使用する交通用具	区分 車両番号

第2号様式 (第5条関係)

交通用具臨時駐車許可申請書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名 電話 - - ⑩

京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第5条第2項の規定により臨時に交通用具の駐車のを申請します。	
所 属 名	
臨 時 使 用 目 的	
臨 時 使 用 日	年 月 日から 年 月 日まで
使用する交通用具	区分 車両番号

第3号様式 (第5条関係)

交通用具駐車更新許可申請書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名 電話 - - (印)

京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第5条第3項の規定により通勤のための交通用具の駐車更新許可を申請します。	
所 属 名	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使用する交通用具	区分 車両番号

第4号様式 (第6条関係)

交通用具駐車変更許可申請書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名 電話 - - (印)

京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第6条の規定により通勤 のための交通用具の駐車の変更許可を申請します。	
所 属 名	
現在使用している交通用具	区分 車両番号
変更後の交通用具	区分 車両番号
変更後の使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更理由	

第5号様式 (第10条関係)

交通用具駐車中止届

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
届出者の住所	届出者の氏名 電話 - - (印)

京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第10条の規定により通勤のための交通用具の駐車の中止を届け出ます。	
所 属 名	
廃 止 期 日	年 月 日
現在使用している交通用具	区分 車両番号

附 則

この規程は、平成20年4月23日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)